

調達改善の取組

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)に基づき、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- 各府省庁は、毎年度調達改善計画を策定、年2回自己評価を実施し、結果を公表する。
- 行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、調達改善のノウハウの共有化等を図る。

今般、行政改革推進会議は、各府省庁の令和6年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員(※)によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。※石田恵美構成員、川澤良子構成員、瀧川哲也構成員、堀川義一構成員

点検結果の概要

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

入札前、契約前、事後など多段階にわたる内部審査を導入する取組や、再委託先も含めた事業者情報の収集・蓄積、チェックリストを活用したベンダーロックインの防止対策、事業者に対する積極的な情報提供を行うこと等により、競争参加者を増加させるための取組が見られる等、競争性の確保・改善等に向けた審査・管理の充実が図られている。

(2) 調達事務のデジタル化

政府電子調達システムに関して、事業者に対する積極的な利用推奨や、各府省庁担当者向けの研修やマニュアル作成を行うこと等により、地方支分部局も含めた各府省庁全体で同システムの利用促進等を通じた事業者・発注者の負担軽減が図られている。また、既存アプリを活用した定型的作業の自動化や、AI技術による分析・整理を行うこと等により、調達事務の効率化が促進されている。

(3) 調達改善に資する情報共有等

調達改善に資する実践的ノウハウ等の情報共有を効率的・効果的に実施するため、行革事務局は調達実務担当者を対象に、各府省庁で実用されている内規・総合評価落札方式に関する個別事例集を掲載すること等により、各府省庁向け電子掲示板の充実を図っている。

(4) 今後の取組

各府省庁は、①調達改善の取組を仕組みとして定着させるため、定量的な効果や他府省庁の取組事例を把握しつつ、地方支分部局を含む組織全体で審査・管理の更なる充実を図るなど、調達改善に関するPDCAの取組を着実に実施し、調達改善の取組の水準向上に取り組むこと、②調達事務のデジタル化について、新たな技術の導入も検討の上、調達事務の効率化を図りつつ、競争性を確保する観点からも、一層推進することが重要である。行革事務局は、上記の各府省庁の取組状況を確認して、有効な情報・ノウハウを分かりやすく共有し、その活用状況の把握に努めつつ調達改善に向けた取組を支援していく。